

神奈川県立花と緑のふれあいセンター広告掲載の取扱いについて

(趣旨)

- 1 本取扱いは、神奈川県立花と緑のふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という。）の資産を活用して、PFI事業者（以下「事業者」という。）が広告を掲載する場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 広告媒体 次に規定するふれあいセンターの資産のうち広告の掲載が可能なものをいう。
 - ア ふれあいセンターが発行する印刷物
 - イ インターネット上に公開しているふれあいセンターのホームページ
 - ウ ふれあいセンターの施設、備品及び消耗品
 - (2) 掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の目的)

- 3 事業者は、広告の掲載で得た収入をふれあいセンターの事業を推進するために使用するものとする。

(広告の範囲)

- 4 掲載する広告は、品位を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないもので、次のいずれにも該当しないものに限るものとし、具体的な掲載の可否は別に定める掲載基準によるものとする。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
 - (6) 個人又は法人の名刺広告（ただし、本事業に賛同する法人でその旨明示して掲載する場合を除く）
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (9) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

(募集要項の作成)

- 5 事業者は、広告を募集するときは、県の承諾を得て、広告媒体の名称及び内容、規格、掲載位置、数量、広告掲載期間、募集期間、応募方法、広告掲載基準その他必要な事項を記載した募集要項を作成するものとする。

(広告募集方法)

- 6 広告を募集するときは公募によることとし、ふれあいセンターホームページに募集要項を掲載することにより行うものとする。
- ただし、次に掲げる事項に該当するときは、公募によらず特定の広告主と契約することができる。
- (1) 公募を行ったにも関わらず広告主が決定しない場合
 - (2) 急施を要し公募する期間を確保できない場合
 - (3) その他県が必要と認める場合

(広告掲載の優先順位)

- 7 同時期の募集に係る広告の掲載の順位は、原則として次によるものとする。
- (1) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類するものに係るもの
 - (2) 公共性の強い私企業に係るもの
 - (3) 神奈川県内に事業所等を有する企業に係るもの
 - (4) (1)、(2)及び(3)以外の者に係るもの

(広告主の報告)

- 8 事業者は、決定しようとしている広告主を県に報告するものとし、県は4の掲載基準に抵触していると判断したときは、事業者に対し、広告主の変更を求めることができる。

(広告原稿の提出)

- 9 事業者は、広告の掲載を開始しようとする日の21日前までに広告原稿を県に提出するものとする。
- また、県は広告原稿の修正等を求める場合は受領した日より10日以内に事業者に通知するものとし、通知がない場合は事業者は予定通り広告掲載を行うことができる。

(広告内容等の修正)

- 10 県は、広告の内容、デザイン又はリンク先のホームページ内容等が各種法令又は本取扱いに違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、事業者に対し、広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告の掲載の中止)

11 県は、次の各号に該当するときは、事業者に対し、広告の掲載の中止を求めることができる。

(1) 広告主又は広告の内容、デザイン若しくはリンク先のホームページ内容等が各種法令又は本取扱いに違反し、その状態が8及び10によっても解消できないとき。

(2) その他広告の掲載が適当でないと県が判断したとき。

(広告内容等の変更及び掲載の中止に係る掲載料等)

12 8、10又は11により生じる掲載料の還付その他の損害については、事業者が一切の責任を負うものとする。

(その他)

13 この取扱いの内容その他広告の掲載に関する事項について疑義が生じたときは、関係者協議会の協議又は県及び事業者による協議により決するものとする。